

# 令和4年第2回川西町 議会定例会会議録

令和4年6月1日 水曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 伊 藤 寿 郎

## 出席議員（13名）

1番 井 上 晃 一 君	2番 遠 藤 明 子 君
3番 渡 部 秀 一 君	4番 寒 河 江 司 君
5番 吉 村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊 藤 進 君	8番 神 村 建 二 君
9番 橋 本 欣 一 君	10番 淀 秀 夫 君
11番 高 橋 輝 行 君	13番 伊 藤 寿 郎 君
14番 鈴 木 幸 廣 君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町 長 原 田 俊 二 君	副 町 長 山 口 俊 昭 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 大 滝 治 則 君
安全安心課長 後 藤 哲 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり課長 安 部 博 之 君	政策推進課長 遠 藤 準 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有 坂 強 志 君	住 民 課 長 近 祐 子 君
福祉介護課長 原 田 智 和 君	健康子育て課長 小 林 俊 一 君
産業振興課長 井 上 憲 也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 内 谷 新 悟 君
地域整備課長 奥 村 正 隆 君	教育文化課長 金 子 征 美 君
農業委員会 会長 大 沼 藤 一 君	監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君

財 政 主 幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年6月1日 水曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 令和3年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第2号 令和3年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

日程第 5 報告第3号 令和3年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和4年度事業計  
画について

日程第 6 報告第4号 令和3年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和4  
年度事業計画について

日程第 7 議第41号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認  
について

日程第 8 議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処  
分の承認について

日程第 9 議第43号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決  
処分の承認について

日程第10 議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について

日程第11 議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について

日程第12 議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第13 議第45号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案の委員会付託
- 日程第17 請願の付託
- 請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る5月13日、小国町を会場に置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。

議事については、令和3年度歳入歳出決算の認定について、令和4年度事業実施計画について、令和4年度補正予算（第1号）について、県町村議会議長会臨時総会提出議題等についての提案がなされ、それぞれ原案どおり認定、並びに可決されました。

諸般の報告を終わります。

---

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 3月からの町政報告をさせていただきます。

3月4日から25日まで、第1回川西町議会定例会が開催されました。

3月30日、第3回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、令和3年度飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間実施結果及び令和4年度山形県交通安全県民運動実施要綱について報告を行った後、令和4年度事業計画並びに春の交通安全県民運動の実施計画、第11次川西町交通安全計画等について報告し、町民が安全で安心して生活するために、関係機関・団体と連携し、交通安全の推進を確認いたしました。

4月1日、町職員辞令交付式を行いました。

4月3日、令和4年度川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部48名、新入団員10名が対象でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため代表者の出席にとどめ、昇任幹部等に辞令を交付しました。なお、今年度は齋藤二男団長以下、総勢484名の体制で消防防災活動を推進してまいります。

4月12日、川西町自治会長会議を開催いたしました。153名の自治会長の皆さんに委嘱状を交付した後、自治会長の業務や役場各課の業務などについて説明を行い、町の行政運営のご協力をお願いいたしました。

4月17日、令和4年度川西町消防団春季消防演習を行いました。上小松美女木地内で火災防衛訓練を実施し、今年度から新庁舎駐車場で分列行進及び式典を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症予防のため、来賓者の案内を制限させていただき、船山県議会議員、西澤置賜総合支庁長、鈴木町議会議長、小林川西駐在所長にご臨席をいただきました。

4月21日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月3日、令和4年度川西町成人式を開催いたしました。

5月6日、第2回川西町議会臨時会が開催されました。

5月24日、川西町自治会長連合会第1回定例会を開催いたしました。本年度の役員選出が行われ、会長には小松地区会長の山口徳夫さん、副会長に中郡地区会長の設楽友弘さんが選出されました。会議では、連合会の年間予定について説明を行うとともに、投票区の変更や、新型コロナウイルスワクチン接種の状況及び今後の予定等を報告し、意見交換を行いました。

5月26日、置賜総合支庁において、船山県議会議員にご同席をいただきながら町議会とともに令和5年度川西町重要事業要望活動を行いました。冒頭、要望書を西澤置賜総合支庁長に手交した後、町側から24項目中、新規要望を中心に5項目を説明し、県側の回答をいただき意見交換を行いました。

5月27日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

4月20日、工事名、川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事、落札金額9,185万円。落札者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽、ほか16件を入札しましたので、記載の内容をご照覧いただきたいと思ひます。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

10番淀 秀夫君、11番高橋輝行君、ご両名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日6月1日より6月15日までの15日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号 令和3年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長 日程第3、報告第1号 令和3年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 令和3年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。本日付であります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第1号 令和3年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本日付提出、町長名でございます。

1枚資料をめくっていただきまして、繰越計算書でございます。

この表につきましては款、項、事業名を記載しておりまして、次に金額の欄がございます。この金額につきましては、この事業の予算額を記載してございます。その右側の列になりますが、翌年度繰越額の欄がございます、この金額が繰り越す金額となります。

その右側になりますが、左の財源内訳ということで繰越額の財源を記載しているものでございます。既収入特定財源、これにつきましては、本年5月までに収入済みとなった金額を記載し、その右側になりますが未収入特定財源、これは、それぞれ国庫支出金、県支出金、町債等を区分して記載してございます。

残りが一般財源となりますが、この一般財源につきましては、令和3年度の予算の中から、繰越分として確保しておく額となります。

一番上の段、1款1項議会ICT活用事業以下、全部で33の事業がございます。この事業の内容につきましては、さきの3月の定例会の中で、金額と内容をご説明申し上げておりますので割愛をさせていただきますが、このたび、追加と変更がございましたので、その件についてご説明を申し上げます。

後ほど、議第41号でもご説明を申し上げますが、追加が2件、変更が3件ございます。

まず追加であります、6款1項農業費の1つ目の事業になります、魅力あると書いて価値あると読む事業であります、魅力ある園芸大国山形所得向上支援事業。金額は453万6,000円。うち、繰越額、翌年度繰越額は272万6,000円となります。これは全額県支出金となります。

続いて2つ飛びますが、同じく6款1項有機農業産地づくり推進緊急対策事業。金額は1,000万円。このうち全て1,000万円繰越しとなりまして、これは全て国庫支出金でございます。

裏面をご覧ください。

変更の3事業であります。上から2段目になりますが、8款2項事業名が虚空蔵山西線道路改良工事。金額が1億7,150万8,000円。このうち翌年度繰越額が1億4,500万円となります。この財源内訳については国庫支出金、町債、残りが一般財源となりまして、金額については記載のとおりでございます。

続いてその下の事業になります。

8款2項菊田ヒノキ線道路改良工事。金額は7,276万4,000円。うち、繰越額が6,962万円でございます。この大半が町債と、残りが一般財源となります。

続いてこの表の一番下になりますが、10款5項フレンドリープラザ施設整備事業。金額は1,912万1,000円。うち、翌年度繰越額が525万円。このうち既収入特定財源として500万円収入となっております。残りが一般財源でございます。

合計、それぞれ記載のとおりでございますが、翌年度繰越額の合計は6億5,389万9,000円。このうち既収入特定財源1億円、これはコロナの臨時交付金の概算払い分でございます。残り未収入特定財源につきましては国庫支出金、県支出金、町債、あと一般財源それぞれ記載のとおり金額でございます。

令和4年5月31日、町長名でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第2号 令和3年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 日程第4、報告第2号 令和3年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 令和3年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

本日付であります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは私より、報告第2号 令和3年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

報告書の2枚目をお開きいただきたいと思います。

繰越計算書でございます。2款公共下水道費、1項下水道建設費、事業名でございますが、公共下水道（補助）でございます。金額1,575万円のうち翌年度に繰り越す額については697万5,000円でございます。この繰越額の財源でございますが、国庫支出金が348万8,000円、町債が340万円、一般財源が8万7,000円でございます。

令和4年5月31日付、町長名でございます。

概要につきましては、別冊のA3判のほうに記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。款、項、事業名については先ほど申し上げたとおりでございます。事業の概要でございます。

町道菊田桧線の汚水柵設置工事ということでございまして、これはメディカルタウンの商業エリア北側の商業エリアに、現在2店舗の建設が進んでおるわけでございますが、この汚水柵の設置でございますが、この工事の進捗に合わせて、今年度公共汚水柵の設置を繰り越して行うものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第3号 令和3年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和4年度事業計画について

○議長 日程第5、報告第3号 令和3年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和4年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第3号 令和3年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和4年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容につきまして遠藤政策推進課長から説明をさせますので、よろしくお願申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして私のほうから、報告第3号 令和3年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和4年度事業計画について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度川西町土地開発公社の経営状

況及び令和4年度事業計画を別紙のとおり報告いたすものでございます。

本日付、町長名でございます。

お手元にお配りしております令和3年度の決算書、こちらをご覧いただきたいと存じます。おめくりいただきまして、1ページでございます。

事業報告書として記載をしてございます。事業報告の内容の(1)から(3)までそれぞれの土地がございますが、これにつきましては、この決算書の14ページから16ページ、後ろのほうにございますが、そちらに位置図等を添付してございますので、そちらをご確認の上お聞き取りをいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

(1) 代行用地、これは町からの委託を受けて代行して取得している用地でございます。開発用地の売却促進を図りましたが、売却まで至らなかったというような結果で事業費としてはゼロになります。所在地につきましては大字中小松でございます。面積は1,893.15平米でございます。

(2) 完成土地等、これは企業誘致用地ということで、尾長島工業団地内の用地でございます。所在地は大字尾長島地内でございます。面積は2,148.73平米でございます。これにつきましても売却には至らなかったということで、売却についてはございませんでしたが、事業費として土地の管理ということで、2万6,083円の事業費を計上してございます。草刈りの委託料となっております。

(3) 開発中土地、これにつきましては、尾長島工業団地内にある共有地でございます。これについての附帯用地の取得に努めましたが動きはございませんでした。所在地につきましては大字尾長島地内でございます。面積1,028平米、取得額はゼロでございます。

全体の共有地の96のうち66が当公社の持分というふうになってございます。

2の理事会及び監査会の開催状況報告でございます。

(1) の理事会につきましては2回開催しておりまして、第1回が令和3年5月24日、これにつきましては、決算及び旧役場からの事務所移転について議題となっているところでございます。第2回の理事会につきましては令和4年3月28日、これにつきましては3年度の事業と4年度の公社の開発予算、事業計画等について議事となっております。

(2) 監査会でございますが監査会は1回でございまして、令和3年5月18日開催いただいたところです。

続きまして2ページをご覧いただきたいと存じます。

2ページには、3として役職員に関する報告を記載してございます。

(1) の役員の構成は、理事10名監事2名をもって構成してございます。

(2) は役職員の名簿、令和4年3月31日現在でございます。記載してございますのでお目通しいただきたいと存じます。

つきまして3ページでございます。

財産目録。令和4年3月31日現在でございます。資産の部、区分といたしまして、流動資産、これにつきましては、(1)の現金及び預金といたしまして、普通預金、定期預金でございます。合わせまして867万9,434円でございます。

(2)の代行用地につきましては、開発用地といたしまして1,803万5,488円でございます。

(3)の土地、完成土地につきましては企業誘致用地でございまして、946万7,373円でございます。

(4)開発中土地、工業団地内の共有地附帯用地でございます。181万826円でございます。資産、流動資産の合計は3,799万3,121円という状況になってございます。

2の固定資産でございますが、有形固定資産につきましては、パソコン一式でございます。減価償却などを引きますと5万9,500円でございます。

資産の合計といたしましては3,805万2,621円でございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。

貸借対照表でございます。

これにつきましても、令和4年3月31日現在でございます。

資産の部、1流動資産でございます。

ただいまご説明申し上げました(1)現金及び預金、(2)代行用地、(3)完成土地等、(4)開発中土地、これを合わせまして流動資産合計につきましては、3,799万3,121円でございます。

なお、(1)の現金及び預金のうち、町からの資本金として500万円も含んでいるところでございます。

2の固定資産、(1)の有形固定資産につきましてはパソコン一式のみでございまして、減価償却累計額を差し引きますと5万9,500円、資産合計といたしましては、3,805万2,621円でございます。

資本の部でございます。

資本金、(1)基本財産500万円、これは町からの出資金でございます。合計も同額でございます。

2 準備金、(1) 前期繰越準備金3,300万5,369円。(2) 当期純利益 4万7,252円、準備金合計といたしまして、3,305万2,621円、資本合計といたしまして、3,805万2,621円でございます。

続きまして5ページの損益計算書をご覧いただきたいと思ひます。

ただいま申し上げました準備金の当期純利益の内容でございます。

今回、土地の移動等もございませんでしたので販売費はございませんで、一般管理費のみということになります。

1の販売及び一般管理費(1) 人件費2万7,000円、これは理事の報酬となっております。

(2) 経費でございます。12万7,461円、これは需用費等々の経緯でございます、事業損失といたしましては、マイナスの15万4,461円でございます。

2の事業外収益でございます。(1)の受取利息でございます、155円、(2)の雑収益につきましては、土地の賃借料収入でございます、20万1,558円でございます。事業外収益合計といたしまして、20万1,713円。経常利益、当期純利益とも4万7,252円でございます。

6ページに移らせていただきます。

キャッシュフローの決算書でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までのフロー計算書でございます。

1の事業活動によるキャッシュフローでございます。(1) 人件費支出ということで2万7,000円、その他の業務支出で6万6,461円、小計で9万3,461円でございます。(3)の利息の受取額は155円、雑収益につきましては20万1,558円、小計で20万1,713円で、事業活動によるキャッシュフローにつきましては、10万8,252円でございます。

2の投資活動によるキャッシュフロー、また3の財務活動によるキャッシュフローについてはございません。

4の現金及び現金同等物期首残高でございます。857万1,182円。この現金及び現金同等物期末残高につきましては、867万9,434円でございます。

続きまして、7ページでございます。

令和3年度、利益金の計算書でございます。

1前事業年度繰越準備金3,300万5,369円、2当事業年度純利益4万7,252円、3の剰余金につきましては、3,305万2,621円、これにつきましては下段の翌年度繰越準備金として処分したところでございます。

続きまして8ページをご覧いただきたいと存じます。

ただいま申し上げました内容の詳細を記載してございます。収入支出決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1 款の事業収益、1 項の公有地取得事業収益、1 節の開発用地売却収益につきましては動きはございませんでしたので、決算額はゼロでございます。

また 3 項の土地造成事業収益、2 節の企業誘致用地売却収益につきましても、同様にゼロでございます。

2 の、事業外収益でございます。

2 款の事業外収益、1 項の受取利息、1 節の預金利息については155円でございます。

2 項の雑収益、1 節のその他の雑収益につきましては20万1,558円でございます。2 の2 項の2 款の事業外収益につきましては20万1,713円でございます。収入合計といたしまして、20万1,713円ということになってございます。

9 ページにつきましては、支出でございます。

1 款の事業原価、1 項の公有地取得事業原価、1 節の開発用地売却原価につきましては動きはございませんでしたので、決算額はゼロでございます。

3 項の土地造成事業原価、2 節の企業誘致用地売却原価、これにつきましても同様でございます。

2、2 款の販売費及び一般管理費でございます。

1 項の販売費及び一般管理費、1 節の報酬につきましては2万7,000円。2 の2 節の経費につきましては、1 節の交際費から9 節の雑費まで合わせまして12万7,461円でございます。支出合計といたしまして、15万4,461円となっております。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出でございます。

支出といたしましては1 款の資本的支出、3 項の土地造成事業費、1 節の工業団地附帯用地取得事業費でございますが、動きはございませんでしたので決算額はゼロでございます。

つきまして11ページ、横になっている事業資産明細表をご覧いただきたいと存じます。

3 段記載しておりまして一番上の表でございます。代行用地明細表、資産区分としていたしまして開発用地でございます。面積につきましては1,893.15平米、金額は、1,803万5,488円でございますが、期中の中の増減はございませんので期末残高も同面積、同金額となっております。

中段の完成土地等明細表、資産区分で企業誘致用地でございます。

これにつきましても期首といたしましては面積2,148.73平米、金額946万7,373円、これについても動きはございませんでしたので、期末としても同面積同金額となっているところでございます。

一番下の欄でございます。

開発中土地明細表、資産区分、工業団地附帯用地でございます。

期首の面積1,028平米、金額は1,801万826円、これについても期中の動きがございませんでしたので、期末といたしまして同面積同金額となっております。これにつきましても、持分96の66という持分となっております。

続きまして次のページをご覧ください。

12ページでございます。

有形固定資産明細表でございます。

資産の種類、パソコン一式でございます。取得原価につきましてはAとして18万1,500円でございます。当期の減価償却額ということでEということで6万1,000円でございます。減価償却の累計額はFでございます12万2,000円、差引きの期末残高につきましては5万9,500円でございます。これは、令和2年3月に購入いたしまして、定額法で償却をしているところでございます。

13ページには監査の報告、そして14ページからは位置図、詳細な配置図ということで添付してございますので、ご覧いただくようお願い申し上げます。

続きましても別冊でございます。

令和4年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書について、ご説明申し上げますので、こちらをご覧くださいと存じます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。令和4年度川西町土地開発公社予算、総則第1条については記載のとおりでございます。重点事業、第2条でございます。令和4年度の重点事業は次のとおりということと、第1表の事業計画実施計画によるということにしております。

(1) 開発用地の売却、(2) 企業誘致用地の売却、(3) 工業団地附帯用地の取得ということになってございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益1,836万5,000円。第3項土地造成事業収益536万1,000円。第2款事業外収益、第1項受取利息1,000円でございます。

収入合計といたしまして2,372万7,000円でございます。

支出でございます。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価1,803万5,000円でございます。第3項土地造成事業原価、946万7,000円でございます。

第2款、販売費及び一般管理でございます。第1項販売費及び一般管理につきましては36万1,000円でございます。支出合計は2,786万3,000円でございます。収入、収益的収入、支出の差引き額でございますが、三角の413万6,000円でございます。

資本的支出でございます。

第4条、資本的支出の予算額は次のとおり定めといたしまして、ただし不足する額3万円は損益勘定留保資金で補填するとなっております。

支出でございます。

第1款資本的支出、第3項土地造成事業費、これは共有地の部分でございます。3万円でございます。支出合計も同額でございます。

長期借入金として第5条、長期借入金の限度額は17億円と定めているところでございます。令和4年3月28の理事会での同日議決をいただいた内容でございます。

次のページをご覧いただきたいと存じます。

2ページ、これは、第1表といたしまして事業実施計画でございます。1の公有地取得事業につきましては開発用地の売却、2の土地造成事業につきましては(1)といたしまして企業誘致用地の売却、(2)といたしまして工業団地附帯用地の取得でございます。

資金計画書でございますが、受入れ資金でございますが、1の代行用地売却収益、2の完成土地等売却収益、3の受取利息、そして4の前年度繰越金を合わせまして3,240万6,000円でございます。

支払い資金といたしましては、1の土地造成事業費3万円、2の販売費及び一般管理費30万1,000円でございます。合計で33万1,000円でございます。差引きといたしまして3,207万5,000円を見込んでいるところでございます。

3ページ以降につきましては、ただいま申し上げました内容の事項別明細でございますので、後ほどご覧いただきながらご確認を賜ればと思っております。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第4号 令和3年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告

及び令和4年度事業計画について

○議長 日程第6、報告第4号 令和3年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和4年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第4号 令和3年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和4年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、株式会社ダリヤパークサービスに対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況を報告するものであります。

内容につきまして、井上産業振興課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、報告第4号 令和3年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和4年度事業計画についてご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度株式会社ダリヤパークサービスの経営状況及び令和4年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

報告に当たりまして、本日お手元にお配りさせていただいておりますのは、会社側より提出のありました、報告書そして事業計画書、このほかに参考資料といたしましてA4判の両面刷りで、左上に報告第4号資料と書いております、浴浴センター、そしてパークゴルフ場それぞれ施設ごとの損益計算書、これをお配り申し上げておりますので、これを基に報告をさせていただきます。

それでは最初に、第27期令和3年度事業の営業報告並びに決算報告を営業報告書並びに決算報告書、これを基にご報告を申し上げます。会社側より提出のあった内容でございますので、朗読をもってご報告とさせていただきます。

表紙をおめくりください。

株式会社ダリヤパークサービス第27期令和3年度事業営業報告。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

1の営業の概要でございます。

当社は、指定管理者として協定書に基づき、川西町浴浴センターまどか及び川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的を達成するため、お互いの連携を図り各種事業を展開いたしました。また、コロナ下の状況を踏まえ感染防止対策には十分な配慮を行い、公共的施設として利便性の向上に努めました。

今期まどかでは、コロナ下における新しい取組として、温泉や食事を楽しむことのほかに様々な体験ができる施設を目指し、ウクレレやヨガ等様々な体験教室を開催し、年間を通しての交流の機会を設けました。また、宴会の料理については洋食コースを新設し、色鮮やかな本格的な洋食料理を楽しめるよう、食事メニューのレベルアップを図りました。

今期の営業については、利用者並びに売上げの数値は、昨年を大きく上回る結果になりました。しかし、長引くコロナ禍の中、国際情勢も不安定な状況となり、様々な仕入れ材料の値上がりや水道光熱水費の高騰により経営の改善とはならず、今期も厳しい状況となりました。

2の利用状況でございます。

今期の浴浴センターまどかの利用者数については、コロナ禍の中、全ての部門で前期の利用者数を上回る結果となりました。宿泊や宴会については、小人数での利用の状況が少しずつ増加の傾向となり、今期の利用者数は9万6,613人で、前期7万9,193人に対して1万7,420人の増となりました。

また、ダリヤパークゴルフ場の利用者数については、ゴルフ場オープン4年目を迎え、今期は新たに月例会を5月から11月まで、シーズンを通した大会を開催したことや、利用者からのコースコンディションの評判が高いこと等、またコロナの影響をあまり受けることがなく、今期の利用者数は1万6,599人となり、前期1万4,481人に対して2,118人の増となりました。

両施設を合わせた今期利用者数は11万3,212人となり、前期9万3,674人に対して1万9,538人の増となりました。施設ごとの利用者数については、別表(1)(2)のとおりでございます。

まず(1)次のページにお移りをいただきまして(1)浴浴センターまどかでございます。季節ごとの利用者数については、4月から7月までの利用者数は今期は3万255人となり、前期は1万7,154人で、1万3,101人の増となりました。

8月から11月のダリヤ園開園時の利用者数は、今期3万4,179人で、前期3万4,530人に対し351人の減となりました。また、冬期間の12月から3月までの利用者数は3万2,179人で、

前期2万7,509人に対して、4,670人の増となりました。

次に(2)ダリヤパークゴルフ場でございます。

今期のダリヤパークゴルフ場の営業については、4月9日にオープンし12月上旬まで、239日間の営業となりました。1日平均の利用者数は69人となり、前年より1日当たり3名増となりました。地域別の利用者数及び利用割合については、町内利用者数が4,796人で、次いで米沢市が3,281人、置賜地区全体の利用者数は1万300人となり、その他県内利用者数は615名となりました。

また、県外利用者数では福島が一番多く635人、県外利用者総数は918人となりました。また、その他の利用者数は405人、子供の利用は89人、団体での利用は4,272人となりました。

次に、3の売上高及び損益状況でございます。

浴浴センターまどかの売上高は、温泉ホテルの全部門において、前期を上回る結果となりました。特に、昨年大幅な減となった宿泊や宴会については、山形夏旅キャンペーン等を活用した利用が多く見られ、今期売上高は1億195万5,000円となり、前期7,994万2,000円に対して2,201万3,000円の増額となりました。

また、パークゴルフ場についても、食堂、売店等の売上げが前期を大きく上回り、今期の売上高は902万7,000円となり、前期644万6,000円に対して258万1,000円の増額となりました。

両施設の売上高合計は1億1,098万2,000円となり、前期8,638万8,000円に対して2,459万4,000円の増額となりました。施設ごとの売上高は、別表(1)(2)のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

上記の売上高合計1億1,098万2,000円に指定管理料3,100万円を加え、今期の総売上高は1億4,198万2,000円となり、前期の総売上高1億2,293万3,000円に対して、1,904万9,000円の増額となりました。仕入れ高については、油や乳製品等の仕入れ食材の値上げが相次ぎ、3,817万9,000円となり、前期2,812万3,000円に対して1,005万6,000円の増額となりました。

また、売上げ原価は3,804万2,000円で、前期2,879万2,000円に対して925万円の増額となりました。売上げ総利益は1億393万9,000円となり、前期9,414万1,000円に対して979万8,000円の増額となりました。

販売費及び一般管理費は1億4,003万1,000円で、前期1億3,721万9,000円に対して281万2,000円の増額となりました。特に、水道光熱費については、前期2,570万1,000円に対し今期は3,267万9,000円となり、699万6,000円の増額となりました。

上記売上げ総利益から一般管理費を差し引いた、今期の営業損失は3,609万2,000円となり

ました。前期は4,307万8,000円で、698万6,000円の減額となりました。

営業外収益については、各種給付金及び雇用調整助成金等の収入が662万7,000円となり、前期1,789万円に対して1,126万3,000円の大幅な減額、営業外費用は53万円で、前期より15万円増額となりました。

法人税事業税等が18万6,000円となることから、当期純損失は3,018万2,000円となり、前期2,575万8,000円に対して442万4,000円の増額となりました。

当期純損失については上記の内容となりましたが、前期は3月末における指定管理料追加分500万円や、倒産防止共済800万円の解約返戻収入が含まれての内容であります。コロナ禍の状況が続き世界情勢も不安定なことから、仕入れ食材や水道光熱費等の高騰が今後も長期にわたって継続されることが予想され、収益率の悪化が大きく懸念されるところであります。

今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、にぎわいも必ず戻ってくることを期待し、経営の健全化を目指します。

なお、ただいま申し上げましたように当期の純損失3,018万2,000円でございますが、その各施設ごとの状況を追加の資料として、A4判の両面で本日お配りをさせていただいております。

表面には左上に、報告第4号資料というふうな記載がございますのは浴浴センターの損益計算書でございますが、一番下に経常利益損失がございますが、浴浴センターにつきましては損失が出ておりまして、損失の額は3,106万9,246円でございます。

一方、裏面にはパークゴルフ場の損益計算書を載せてございまして、一番下をご覧くださいいただきたいわけですが、パークゴルフ場につきましては利益が生じてございまして、その額は88万6,847円という状況でございます。

なお詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

それでは報告書にお戻りをいただきまして、5ページ以降でございますが、ただいまご報告を申し上げました内容について、各決算の決算書類を添付させていただいております。5ページには損益計算書、6ページには販売費及び一般管理費の計算の内訳など、7ページには貸借対照表、8ページには株式資本等の変動計算書等、そして9ページをご覧くださいいただきたいわけですが、損益処分計算書でございます。

当期の未処分損失額につきましては、7,869万5,078円となりまして、これにつきましては次期繰越し損失として、繰越しの処分を行うことが5月24日に決定をされてございます。

役員の氏名につきましては記載のとおりでございます。

10ページには、会社の概要及び会議等の開催の状況をまとめた資料がございます。

11ページをご覧ください。

浴浴センターまどかの利用者調書でございます。

1番として月別の利用状況、3か年平均として令和元年度から3年度までのそれぞれの実績を表に取りまとめてございます。

ご覧いただきたいのは、2の部門別の利用者数3か年対比でございまして、先ほど報告がございましたとおり、令和2年度と比較いたしますと増加の傾向にございますが、コロナ禍前の状況により近い令和元年度と比較いたしますと、レストランを除きますとまだまだ元の状況には戻っておらないと。

特に、収益率の高い宿泊宴会につきましては、宿泊が45.8%、宴会が47.7%と、50%にも満たないような状況になってございまして、これが現在の決算に結びついているというような状況にございます。

以上が、営業報告並びに決算報告でございます。

続きまして、別冊にお移りをいただきまして、第28期令和4年度の事業計画書についてご報告を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧くださいというふうに思います。

株式会社ダリヤパークサービス、第28期令和4年度事業計画でございます。

1の運営方針でございます。

当社は、川西町浴センターまどか並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的で、町民の保養、健康増進スポーツレクリエーションの振興、地域間世代間交流機会の創造等の目的達成のため、お互いの施設機能を最大限に生かしながら、各種事業に取り組みます。

①ダリヤ園や森のマルシェ等、町内関連施設との連携を図り、町の観光情報の発信案内等、観光の拠点施設となるよう努めます。

②両施設の管理運営については、指定管理者として協定書に基づき、適正な施設の維持管理を行い、利用者の利便性の向上に努めます。

③経営の維持健全化のため、常に事業内容の点検を行い、適正な事業運営となるよう努めます。

④町内の農産物及び加工品を積極的に活用し、町内産業の普及推進に努めます。

⑤組織としての円滑な業務を推進するため、基本研修、専門的研修等を実施し、従業員の資質の向上に努めます。

次に2番、事業概要でございます。

誰からも愛され必要とされる、まどか及びダリヤパークゴルフ場を目指し、今期は以下の事業を行います。として、各施設ごとにそれぞれの事業計画が記載されてございます。本日は、特に新規として取り組む内容のみ、ここでご紹介をさせていただきたいというふうに思っています。

浴浴センターまどかにつきましては（1）宿泊宴会の中で4つ目の点でございますが、宿泊日帰り体験プランを6月から新規に取り組むとしております。その内容につきましては、4行を飛ばしていただきまして米印のところでございますが、関係者や旅行者等と連携して、身近な地域資源を活用し、宿泊や日帰りをしながら様々な体験も楽しめるプラン、これを実施していくという計画になってございます。

次に2ページにお移りをいただきまして、レストラン、温泉売店体験イベント等ございますが、（5）の連携協力事業の3つ目の点でございますが、フレンドリープラザの連携の中で、図書館の本の貸出し、井上ひさしグッズの販売、これを新たに取り組むという計画となっております。

そのほか、情報発信やPR活動、そして3ページにお移りをいただきまして、従業員研修などを通して、浴浴センターまどかの運営に当たっていくという計画となっております。

次に、ダリヤパークゴルフ場でございますが、これにつきましては、第27期と同様の事業、これをまだ引き続き開催をし、運営に当たっていくという計画となっております。

それでは3ページの下の方でございますが、3の利用者売上高等の目標値についてご報告を申し上げます。コロナ禍の中、にぎわいが少しずつ戻ってきているように感じられますが、原油価格の高騰により、電気や原材料の値上げが相次ぎ、固定費の増加は必至の状況となっております。今期は料金の見直しも考慮に入れ、下記の目標値といたします。

（1）の利用者数でございますが、①浴浴センターまどかにつきましては、宿泊から日帰り入浴まで含めまして9万8,500人という計画を設定してございます。

次に4ページにお移りをいただきまして、②ダリヤパークゴルフ場でございますが、計画値は1万7,000人でございます。

この2つの施設を合わせまして利用者の合計が11万5,000人、前期の利用者数の実績が11万3,200人ほどでございましたので、約1,800人の増、これを見込んでいるところでございます。

次に（2）売上高でございます。

①の浴浴センターまどかにつきましては、1億2,200万円。②のダリヤパークゴルフ場につきましては1,100万円。両施設合わせまして、1億3,300万円の計画となっております。前期の売上高の実績が1億1,000万ほどでございましたので、2,200万ほどの増を見込んでいるという状況でございます。

次の5ページ、6ページにつきましては、各月ごとの利用者数そして売上高について、部門ごとに計画値をまとめてございますので、後ほどお目通しをいただきたいというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長 報告を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

---

◎議第41号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決  
処分の承認について

○議長 日程第7、議第41号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第41号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める

ため提案するものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第41号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、専第1号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日付、町長名でございます。

次のページをご覧ください。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）、令和3年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,013万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,801万円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条繰越明許費の追加、変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条地方債の廃止、変更は、第3表地方債補正による。

令和4年3月31日付、町長名でございます。

それでは先に、第2表から順にご説明を申し上げます。

予算書の5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。

追加は2つ事業がございます。6款1項農業費、事業名が価値ある園芸大国山形所得向上

支援事業、金額は272万6,000円でございます。続いて同じく6款1項、有機農業産地づくり推進緊急対策事業、金額は1,000万円でございます。

この2つの事業とも、新たに事業の採択を受け、追加するものでございます。

続いて、変更は3事業でございます。これは各事業の実施予定等に合わせて減額するものでございますが、8款2項、事業名虚空蔵山西線道路改良工事、補正前の金額は1億6,500万円。2,000万円減額いたしまして、補正後の金額は1億4,500万円であります。

同じく8款2項、菊田桧線道路改良工事、補正前は7,195万円から233万円減額いたしまして、補正後の金額は6,962万円であります。

続いて、10款5項フレンドリープラザ施設整備事業。補正前は873万4,000円から348万4,000円減額いたしまして、補正後の金額は、525万円となります。

続いて次のページであります。第3表地方債補正でございます。

廃止と変更がございます。起債の目的、災害復旧事業、補正前の限度額から全額90万円減額いたしまして補正後はゼロとなり、この事業は廃止となります。

続いて変更であります。一般単独事業870万円から40万円減額し、補正後の限度額は830万円。

次、一般補助施設整備等事業、250万円から70万円減額し、補正後の限度額は180万円。

緊急防災減災事業。720万円から20万円減額し、補正後の限度額は700万円。

続いて緊急自然災害防止対策事業、1億3,250万円から4,050万円減額し、補正後の限度額は9,200万円。

次、緊急しゅんせつ推進事業、1,100万円から230万円減額し、補正後の限度額は870万円。

次、過疎対策事業。8億5,830万円から3,670万円減額し、補正後の限度額は8億2,160万円。

続いて振興資金整備事業、6,720万円から1,020万円減額し、補正後の限度額は5,700万円でございます。

合計、補正前の限度額14億3,581万3,000円から9,190万円減額いたしまして、補正後の限度額は13億4,391万3,000円となります。

それでは、第1表関係につきましては別紙の資料でご説明を申し上げます。

左上に、議第41号資料と記載してございますが、令和3年度川西町一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

1番、歳出であります。これは3月31日時点での人件費並びに事業費の確定に伴い、一

部増額もございますが、ほとんどが減額の補正を行ったものでございます。

それでは性質別に区分した補正額及び主な内容についてご説明申し上げます。

ナンバー 1、人件費、補正額は4,241万8,000円の減額であります。これは給与費、報酬等の確定によるものでございます。

ナンバー 2、補助費等、1億2,721万円の減。このうち、1段目になりますが、ふるさとづくり基金管理事業、返礼品2,393万6,000円の減額であります。これはいわゆるふるさと納税の寄附実績に合わせて減額としたものでございます。

続いて2つ飛びますが、地域おこし協力隊事業補助金1,585万6,000円の減額でございます。これは事業実績に合わせて減額をしたものでございます。

続いて下から8段目になりますが、町有牛貸付け管理事業の報償金、1,007万円の減額。これは町有牛の売払い頭数の実績により、減額したものでございます。

下から3段目になりますが、置賜広域行政事務組合負担金、1,077万6,000円の減額。これは消防費に係る負担金確定により、減額したものでございます。

次のページをご覧ください。

ナンバー 3、物件費1億6,856万1,000円の減であります。このうち、上から4段目になりますが、電子自治体推進事業賃借料等3,276万5,000円の減。これは、事業の実施状況に合わせて減額したものでございます。

2つ飛びまして、教育保育施設給付事業委託料5,600万円の減。これは保育所運営費の確定により減額したものでございます。

2つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料等でありましたが、2,191万1,000円の減額。これはワクチン接種及び事務処理委託料の確定により、減額したものでございます。

下から3段目になります。橋梁長寿命化修繕整備事業委託料1,054万円の減。これは工事請負費への組替えによる減額でございます。

続いて、ナンバー 4、維持補修費289万円の減。これは修繕等の実績により減額をしたものでございます。

ナンバー 5、扶助費4,089万6,000円の減。このうち下から4段目になりますが、老人施設保護措置事業、扶助費1,000万円の減。これは老人保護措置費の確定により、減額としたものでございます。

続いてナンバー 6、普通建設事業費（補助）4,502万3,000円の減額。このうち上から4段

目になります。虚空蔵山西線道路改良工事費として、2,000万円の減額。この虚空蔵山西線につきましては、国の社会資本整備総合交付金の交付額が当初予算の見込額から減額されたため、過疎債の枠を増やして、事業量の確保に努めてまいりました。途中、国の交付金の追加があり、事業費ベースで1億円の増額補正を行っておりまして、その後、工事の進捗に合わせて、先ほどの繰越計算書でご説明申し上げましたとおり、1億4,500万円を繰り越して、最終的に事業費の確定に合わせて予算を減額としたものでございます。

次の花岡町下小松線防雪柵設置工事、これも工事費等ではありますが、2,500万円の減。この花岡町下小松線につきましては、同じく社会資本整備総合交付金の中で、自然災害に対する事業に要望していたもののうち、防雪柵設置にかかる交付金の配分がなかったため、令和3年度中の実施を見送り、予算を減額したものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕整備事業、工事費1,054万円の増額。これは委託料からの組替えによるものでございます。

続いて、次のページをご覧ください。

ナンバー7、普通建設事業費（単独）5,907万1,000円の減額。このうち上から3段目になりますが、河川事務経費設計委託料4,019万6,000円の減額でございます。これは事業費の確定により、減額としたものでございます。

続いてナンバー8、普通建設事業費（県営事業負担金）32万円の減額。これは負担金の確定により、減額としたものでございます。

続いてナンバー9、災害復旧事業費（単独）300万円の減。公共土木施設災害復旧事業として予算を計上しておりましたが、令和3年度予算が不用となったために減額としたものでございます。

続いてナンバー10、積立金1億5,376万3,000円の増額でございます。このうち、上段の財政調整基金積立金1億9,572万6,000円の増額。これは補正予算の財源調整として、取崩しを全額戻しまして、逆に積立てを行うもので増額としたものでございます。

その下の、ふるさとづくり基金積立金4,196万3,000円の減額。これは、いわゆるふるさと納税の寄附実績に合わせて減額したものでございます。

続いてナンバー11、投資及び出資金233万4,000円の減額。これは水道事業会計への出資金ではありますが、事業の確定により減額したものでございます。

続いてナンバー12、繰出金3,019万6,000円の減額。介護保険事業特別会計繰出金1,448万3,000円の減。下水道事業特別会計繰出金1,571万3,000円の減。両会計とも特別会計の実績

に合わせて減額したものでございます。

続いてナンバー13、公債費198万2,000円の減。これは一時借入金の償還の利子、これは確定に合わせて減額したものでございます。

歳出合計が3億7,013万8,000円の減額でございます。

続いて次のページをご覧ください。

2、歳入であります。

これにつきましては、収入見込額交付決定などに合わせて減額、一部増額の補正を行ったものであります。

それでは、歳入項目別に区分した補正額及び主な内容についてご説明申し上げます。

ナンバー1からナンバー11につきましては、譲与税、各交付金等の確定に合わせて増額、減額の補正を行ったものでございます。

なおナンバー10、地方交付税、大きく増額となっております。1億981万円の増であります。これは特別交付税の増額でありまして、豪雪対応等で3月の交付額が増額となったものでございます。

続いてナンバー12、分担金及び負担金650万円の減額。これは保育所保育料の確定によるものでございます。

続いてナンバー13、使用料及び手数料394万4,000円の減額。これは使用料等の確定によるものでございます。

続いてナンバー14、国庫支出金5,507万7,000円の減額。このほとんどが、各事業の実績や交付額の決定、またワクチンの接種状況に合わせた補助金等の確定により、減額したものでありますが、1件増額がございます。下から2段目をご覧くださいなのですが、これは豪雪の対応で増額されたもので、臨時道路除雪費補助金3,700万円の増額。特例措置として交付された分の補助金額を増額としたものでございます。

続いて5ページをご覧ください。

ナンバー15、県支出金5,198万2,000円の減額。上から2段目になりますが、子供のための教育保育給付費県負担金2,171万4,000円の減額。これは保育所運営費の確定により、減額となったものでございます。

続いてナンバー16、財産収入2,110万8,000円の減額。このうち、町有牛売払い収入2,155万8,000円の減。これは町有牛の売払い頭数の確定により減額としたものでございます。

続いてナンバー17、寄附金4,195万4,000円の減。ふるさとづくり寄附金の確定により、減

額としたものでございます。

続いてナンバー18、繰入金2億9,634万9,000円の減額。このうち、財政調整基金繰入金2億2,503万1,000円の減額。これは今回の補正の中で、歳出の減額が大きいため、取崩し額を全て減額としたものでございます。

1つ飛びまして、ふるさとづくり基金繰入金5,066万2,000円の減額。これは事業費の確定、返礼品の減などにより取崩し額を減額したものでございます。

続いてナンバー19、諸収入227万6,000円の減額。これは実施状況に合わせた精算や、収入確定に合わせて増額または減額補正としたものでございます。

最後、6ページをご覧ください。

ナンバー20、町債9,190万円の減額。これは各事業の実施状況に合わせて借入額を減額したものでございます。

歳入合計が3億7,013万8,000円の減額となります。

なお、表の下に記載してございますが、令和4年3月31日専決補正後の財政調整基金の残高は、6億96万8,000円となりまして、令和3年度の標準財政規模に占める割合は、8.9%となります。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

別に質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第5号)  
の専決処分の承認について

○議長 日程第8、議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処

分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長、原田俊二君。

○町長 議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めするため提案するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは命によりまして、議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるとでございます。

本日付、町長名でございます。

ページめくっていただきまして、専第2号でございます。

令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日付、町長名でございます。

それではまためくっていただきまして、令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和3年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,232万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,222万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条でございます。

地方債の廃止、変更は、第3表地方債補正による。

令和4年3月31日付、町長名でございます。

それでは、予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。

2款公共下水道、1項下水道建設費、事業名、公共下水道事業（補助）でございます。

金額につきましては697万5,000円、この金額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、次のページでございます、4ページでございます。

第3表の地方債の補正でございます。

廃止、変更でございます。

まず、最初に公共下水道整備事業債でございます。これについては変更でございます。

補正前の限度額2,750万円から、補正後としまして470万円を減額し、限度額を2,280万円とするものでございます。

2つ目でありますが、特定環境保全公共下水道整備事業債でございます。

これについては廃止でございます。

補正前の限度額60万円でございますが、補正後としてゼロというものでございます。

それぞれ事業費の確定により減額をする旨のものでございまして、合計で補正前が6,540万円から530万円減額し、6,010万円とするものでございます。

それでは、別紙の議第42号の資料、こちらをもって主な補正の内容についてご説明を申し上げます。

1の歳出でございます。

1款総務費でございますが、219万6,000円の減額でございまして、消費税及び地方消費税の確定によるものでございます。

2款公共下水道事業費、258万4,000円を減額するものでございます。

内容につきましては、メディカルタウンにかかります北側宅地側の実施設計業務、これ単独事業で予定をしておりましたが、補助事業の中で全て対応できたということでございますので、60万円を減じるものでございます。

2つ目でありますが、メディカルタウンの北側宅地整備に伴う公共汚水柵の設置工事でご

ございますが、これについては118万4,000円を減額ということで、事業費の確定により減額するものでございます。

それから特定環境保全公共下水道の汚水柵設置工事でございますが、当初見込んでおりました汚水柵工事の申請がございませんでしたので、80万円を減じるものでございます。

3款施設費でございます。

754万3,000円を減額するものでございます。施設修繕料として32万1,000円の減額でございます。

下水道使用料の徴収等の事務委託費でございますが、事業費の確定により202万2,000円を減額するものでございます。

施設維持修繕費でございますが、520万円を減じるものでございまして、これも事業費の精算によって減額するものでございます。

歳出合計1,232万3,000円の減額でございます。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金。受益者分担金として16万円の減額でございます。

3款国庫支出金でございますが、3万6,000円の減額でございますが、内容については、社会資本整備総合交付金の確定による減でございます。

5款繰入金でございますが、1,571万3,000円ということで、一般会計繰入金として減額するものでございます。

7款の雑入888万6,000円の増でございますが、消費税の還付等でございます。

8款町債でございます。530万円の減額でございます。内容につきましては公共下水道事業債470万円の減額。特定環境保全公共下水道事業債で60万円の減額ということで、事業費の確定により、それぞれ減額をするものでございます。

歳入合計1,232万3,000円の減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 ちょっと計数的なことで、突然で申し訳ないんですけども、公共下水道を計画されている。専決ですけども、大枠だけ。たまに聞いとくとちょっとおかしいんですけども、計画の戸数ありますよね、加入している。そのパーセンテージでちょっと。そしてまた

未加入の分についてはどのような対応をされているかという、突然で申し訳ないけれどもね。ちょっと、お聞きしたい。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、公共下水道の加入率と申しますか、そのようなお問合せかなというふうに思います。

令和3年の3月31日現在になるわけでございますが、公共下水道につきましては、公共下水道の整備の世帯数については1,761世帯ということでございまして、供用世帯が1,761世帯、これ同じでございます。

これは計画で申し上げますと、計画の人数からいうと5,016人に対する整備率でございますので、普及率については公共については34.9%ということでございます。34.9%でございます。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 つまり、計画されたものの計数的に言えば三十何%の加入で、差引きすれば何%ですか、六十何%の部分は、計画に対して未加入というか接続していないと、こういう解釈になるわけですか。

数字をいただいて、突然の質問に対して、分科会ではないから申し訳ないけれども、その考え方だけちょっと、どういう状況かなという意味合いでお聞きしたんですけれども。大分パーセント高いですよ、その加入しない部分について。それをお感じになりませんか。どんなことしているのかなという。

今、大体大ざっぱにそういう意味ですか、その三十何%というのは。三十何%で、差し引けばもう50%もいっていない未加入分でしょ。そういう理解でいいのか。

ちょっとお聞きしたい。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 そのような考え方でよろしいでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 原田町長、計数的なことは別として、計画したもの大分なりますけれども、もう三十何%。これどう思われます。こんなものなのかな。私は、今の数字、突然の質問で申し訳ないけれども、かなり一生懸命、まだそしてこういう様々何ていうか、過疎化なり空き家なりということになってくるとなかなかな。だからもう一回数字なども、ちょっと思いつきの話

ですけれどもね。計画があったところが空き家になったとすれば、そのカウントからそういう部分が外れてきて、いわゆる分母の部分の部分を少なくしなければ、あのような数字出てくるわけなので、そういうものもちょっと、何ていうか、計画的に取り組んでいるその計数的なものだけで上位機関から見られるわけだから、やることも一つなのかなあというちょっと感じたんですが、町長のお考えだけちょっと簡単にお伺いしておきますか。

○議長 町長、原田俊二君。

○町長 高橋議員から質問いただきましたが、ちょっと課長と数字について確認したいので休憩を。

○議長 町長、原田俊二君。

○町長 ただいま提案いただいたように、空き家等も発生しているわけですから、そういったものも精査して整備率を向上させていくということが、実態に合った数字になるのかなというところで、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第43号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

○議長 日程第9、議第43号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長、原田俊二君。

○町長 議第43号 令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求め  
るため提案するものであります。

内容につきまして、原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく  
お願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第43号 平成3年度川西町介護保険事業特別会計補正予  
算（第4号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正  
予算（第4号）を、別紙のとおり専決処分したので、承認を求め  
るものでございます。

本日付、町長名でございます。

次のページをお開きいただきたいと思  
います。

専第3号でございます。

令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議  
会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙  
のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日、町長名でございます。

さらにもう1ページお開きいただきたいと思  
います。

令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和3年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,686万3,000円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,790万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳  
出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年3月31日付、町長名でございます。

詳細につきましては別添の概要でご説明を申し上げますので、お開きいただきたいと思  
います。

議第43号の資料、令和3年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要でご

ございます。

1の歳出でございます。こちらは各給付費が確定したことによるものでございます。

第1款総務費190万の減額でございます。介護認定審査会経費でございます。

第2款保険給付費6,665万円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護サービス給付費5,206万2,000円の減。

介護予防サービス給付費1,476万8,000円の減。

特定入所者介護サービス給付費81万6,000円の増、市町村特別給付事業63万6,000円の減でございます。

介護給付費の現状といたしまして、コロナ感染症の影響によりまして、特に訪問系、通所系サービスの利用が減じたことによりまして、給付費が下がったということによります。

第3款地域支援事業費2,131万3,000円の減額。主な内容といたしまして、包括的支援事業任意事業費314万円の減、介護予防日常生活支援総合事業費1,672万円の減。介護予防支援事業費145万3,000円の減でございます。こちらも先ほどご説明申し上げたとおり、訪問系、通所系サービスのご利用が少なくなったという状況でございます。

第4款基金積立金1,300万円の増額。介護給付費準備基金管理事業費、合計が7,686万3,000円の減額でございます。

2の歳入でございます。

第1款介護保険料518万7,000円の増額でございます。主な内容といたしまして、特別徴収分408万8,000円の増。普通徴収分109万9,000円の増でございます。

第3款国庫支出金2,481万円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護給付費国庫負担金1,438万1,000円の減、調整交付金516万2,000円の減、地域支援事業費交付金455万2,000円の減。総合事業調整交付金83万5,000円の減、介護保険災害等臨時特例補助金12万円の増でございます。こちらは国の負担分ということになります。

続きまして、第4款県支出金976万8,000円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護給付費県負担金707万4,000円の減。地域支援事業交付金269万4,000円の減。こちらは県の負担分でございます。

第5款支払基金交付金2,233万9,000円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護給付費交付金1,782万4,000円の減。地域支援事業交付金451万5,000円の減、こちらは支払基金の負担分でございます。

第7款繰入金2,438万3,000円の減額でございます。主な内容といたしまして、一般会計繰

入金1,448万3,000円の減。介護給付費準備基金繰入金990万円の減。こちらは町の負担分でございます。

第9款諸収入75万円の減額でございます。主な内容といたしまして、介護予防支援事業費の収入、75万7,000円の減、雑入が7,000円の増でございます。

合計といたしまして、7,686万3,000円の減額となるものでございます。

表の下のほうを、ちょっとご覧いただきたいと思います。

令和4年3月31日付専決補正後、介護給付費準備基金残高については、2億802万7,000円でございます。詳細につきましては別添の明細書をご覧いただきたいと思います。

私からの説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に、質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舍設置条例を廃止する条例の設定について

◎議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)請負契約の締結について

◎議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第1号)

◎議第45号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 日程第10、議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舍設置条例を廃止する条例の設定についてから、日程第15、議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの6議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長、原田俊二君。

○町長 議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町立玉庭小学校寄宿舎を廃止するため提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について、私よりご説明を申し上げます。

川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例。

川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

本日付、町長名でございます。

本年、当該寄宿舎解体の予算を措置いただいたことから、設置条例の廃止を提案させていただくものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結についてご提案を申し上げます。

令和4年5月23日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した

虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的でございます。

虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額、1億10万円でございます。

契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付、町長名でございます。

この契約の内容につきましては、別冊で仮契約書と工事の概要書をつけております。

先に、仮契約書のほうをご覧いただきたいと思っております。

工事名については先ほど申し上げたとおりでございまして、工事場所については、大字時田地内でございます。

工期につきましては、令和4年12月20日までを工期とするものでございます。

請負代金額については、1億10万円でございます。

この仮契約書でございますが、5月24日付で契約をしたものでございますが、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたことをもって、本契約として成立し、この効力を発生するものでございます。

発注者については町長名、受注者については、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

めくっていただきまして、A3判の図面をつけておりますので、工事の内容について説明を申し上げたいと思っております。

図面の下段の左側に、全体の位置図を記載しております。

今回、施工いたしますのは、ちょうど小松側のほうから、米沢のほうに向かうわけですが、小松側から約921.5メートルほどの施工延長でございますが、令和3年度の工事で、路床盛土まで完了しておりますので、路盤工事を行うものでございます。

この工事の内容については、下段の真ん中に標準断面図に記載をしているところでございます。黄色の部分、これは路床盛土ということで、令和3年度の工事の中でこの部分は完了したところでございますので、その上に赤で記載をしておりますが、車道部分の舗装、それ

から紫色の歩道部分、ここに、それぞれ路盤工を施工するものでございます。

あわせて車道と歩道の上にL型側溝、それから落差の大きいところについては、それぞれ歩道側に転落防止柵、それから車道側にガードパイプを施工するものでございます。

それぞれ工事の数量でございますが、下段の右のほうに記載をしておりますが、車道部、下層路盤工事として7,575.8平米、上層路盤として8,123.9平米、歩道部、紫の部分でございますが、凍上抑制の路盤でございますが3,395、歩道部の路盤工として3,342.2平米でございます。

L型側溝については925.4メートル、転落防止柵については318メートル、ガードパイプについては135メートルということでございます。

なお本年度、この工事につきまして今回2工区でございますが、先に、5月6日の臨時会でも1工区のほうを承認いただいたところございまして、今年度その1工区、2工区を合わせますと、1億6,000万円の予算の中で工事を進めていく予定でございまして、これまでの事業費から今年までの進捗率を含めますと、令和4年度では92%の進捗となるところでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時43分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

---

○議長 町当局から、午前中の議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての質疑の答弁について、発言を求められておりますので、許可いたします。

奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今、議長からありましたように、午前中審査いただきました議第42号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての中で、高橋輝行議員からご質問ございました、公共下水道の整備率、加入率についてのご質問に、私、間違った答弁をいたしましたので、修正をさせていただきたいと思ひます。

午前中の答弁の中では、34.9%という数字を申し上げたところでございますが、この数字については、川西全体の世帯に対する公共下水道の加入の割合でございます。求められたご質問については、公共下水道の整備に対してどのぐらいの加入率だということだと思いますので、その内容に改めますと、公共下水道と特定環境保全合わせまして、整備人口が5,504人が計画人口でございます。ここに、現在加入をしている人口については4,585人ということで、その水洗化率については、83.3%でございます。

以上、修正しておわび申し上げたいと思います。

○議長 本件を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時02分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時04分)

---

○議長 引き続き、一括議題の説明を求めます。

町長、原田俊二君。

○町長 議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億991万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,891万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条地方債の追加、変更は、第2表地方債補正による。

本日付け提出、町長名でございます。

先に、第2表のほうからご説明を申し上げます。予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正。追加が1件ございます。

起債の目的、一般単独事業。限度額は30万円でございます。これは小学校施設、寄宿舎がありますが、この除却に係るアスベスト調査に対応するものの追加でございます。

続いて変更でございます。

起債の目的、公共施設等適正管理推進事業。補正前の限度額は1,230万円。ここから640万円減額いたしまして補正後の限度額は590万円とするものでございます。

次の緊急自然災害防止対策事業。補正前、2億2,810万円。3,830万円増といたしまして、補正後の限度額は2億6,640万円。

続いて過疎対策事業。補正前は9億2,170万円。ここに2,060万円増額いたしまして、補正後の限度額は9億4,230万円とするものでございます。

合計、補正前13億6,500万円。補正後の限度額5,280万円増となりまして、14億1,780万円でございます。

第1表関係につきましては、別紙の概要でご説明を申し上げます。

左上に議第44号資料と記載してある資料をご覧ください。

令和4年度川西町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1、歳出。こちらは、性質別に区分した補正額及び主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費。補正額は1,985万3,000円の減であります。これは令和3年度の人事院勧告に基づく期末手当の減、並びに職員の配置に合わせた補正を行うものでございます。

ナンバー2、補助費等。1,624万8,000円の増額であります。

上から3段目になります、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業。補助金として1,200万円の増額。これはきらりよしじまネットワークが総務省に申請している事業の補助金を交付するものでございます。

ナンバー3、物件費。2,299万6,000円の増額。上から3段目になりますが、自治体クラウド事業、これは委託料で1,362万2,000円の増額であります。これは行政手続のオンライン化

対応に向けた委託料を増額するものでございます。

続いてナンバー４、扶助費。700万円の増。これは低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業、扶助費でございます。低所得の子育て世帯の児童１人当たり５万円の支給を行うものでございます。

続いてナンバー５、普通建設事業（補助）。3,010万7,000円の増額。

上から３段目になりますが、農地利用効率化等支援交付金事業。これは農業機械整備の補助1,765万8,000円の増額でございます。これは地域の担い手が農業機械を導入する支援で、県補助金を受けて補助金を交付するものでございます。

続いてナンバー６、普通建設事業費（単独）5,258万1,000円の増額。

上から３段目になりますが、道路維持管理経費。これは工事費で1,410万円の増額。町道の暗渠並びに舗装の改修を行うものでございます。

次、その下になりますが、河川管理事業。測量設計委託料2,420万円の増額。これは万福寺川築堤の測量設計を行うものでございます。

その下の段になります。

小学校施設維持管理事業。工事費等1,211万1,000円の増額。これは玉庭小学校の屋根及びグラウンド下の擁壁の改修を行うものでございます。

続いてナンバー７、繰出金83万9,000円の増額。これは、介護保険会計、下水道事業特別会計、それぞれ人事異動に伴う人件費分の補正に対応するものでございます。

歳出合計１億991万8,000円の増額でございます。

続いて裏面をご覧ください。

２、歳入でございます。

これは歳入項目ごとの補正額及び主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー１、国庫支出金。補正額2,925万3,000円の増額。このうち、１段目になりますが、過疎地域持続的発展支援交付金1,200万円の増額。これは歳出で申し上げました、きりりよしじまネットワークが申請している交付金の増であります。

１段飛びまして、子育て世帯生活支援金給付国庫補助金991万7,000円の増額。これは低所得の子育て世帯への生活支援に係る扶助費及び事務費等の補助金の増であります。

続いてナンバー２、県支出金2,442万2,000円の増額であります。この枠の下の段になりますが、農地利用効率化等支援事業費県補助金1,765万8,000円。これは歳出で申し上げました同名の事業の補助金分の増額でございます。

続いてナンバー 3、財産収入10万円の増。これは中央公民館の不要となった備品等物品の売払いの収入の増額でございます。

続いてナンバー 4、寄附金 1 万円の増額。これは更生保護女性会よりいただきました寄附金の分でございます、子育て支援センターの絵本を購入する予定でございます。

続いてナンバー 5、繰入金49万円の減。これは財政調整基金繰入金で、財源調整のため繰入金を減額するものでございます。

続いてナンバー 6、諸収入382万3,000円の増額。これは収入見込みに合わせて増額とするものでございます。

続いてナンバー 7、町債5,280万円の増額。これは各事業の実施見込みに合わせた増額及び、有利な起債への変更を行うものでございます。

歳入合計 1 億991万8,000円の増額。

なお表の下になりますが、補正後の財政調整基金の残高は 5 億145万8,000円となり、令和 3 年度の標準財政規模に占める割合は7.5%となります。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 町長、原田俊二君。

○町長 議第45号 令和 4 年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を提案申し上げます。

令和 4 年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億7,372万円とするものであります。

以下内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは議第45号 令和 4 年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご提案を申し上げます。

令和 4 年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条についてはただいま町長が申し上げたとおりでございます。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

本日付け、町長名でございます。

それでは、第1表の内容につきましては、別紙で議第45号資料というものを準備しておりますのでそちらをもって説明をさせていただきたいと思っております。

1、歳出でございます。

第1款総務費74万3,000円を増額するものでございます。内容につきましては、人事異動による人件費の増ということで、給料、職員手当共済費を増額するものでございます。

2、歳入でございます。

第5款、繰入金74万3,000円を増でございます、一般会計からの繰入れでございます。歳入歳出74万3,000円を増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,921万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について私のほうからご説明を申し上げます。

令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、第1項につきましては町長が申し上げたとおりでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付け、町長名でございます。

詳細につきましては、別添資料につきまして概要を説明させていただきたいと思っております。

議第46号資料、令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1の歳出でございます。

第3款地域支援事業費49万8,000円の増額。これは人事異動による人件費の増でございます。

2の歳出でございます。

第1款介護保険料11万4,000円。介護保険料でございます。

第3款国庫支出金19万2,000円の増額。地域支援事業交付金、国の負担分でございます。

第4款県支出金9万6,000円。地域支援事業交付金、県の負担分でございます。

第7款繰入金9万6,000円。一般会計からの繰入金でございます。町の負担分でございます。

収入の合計が49万8,000円の増額となるものでございます。

表の一番最後のほうに記載してございますが、補正後、介護給付費準備基金残高1億9,234万円でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田町長。

○町長 議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

第1条、令和4年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

以下、内容につきまして奥村地域整備課長から説明させますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

第1条については町長が申し上げたとおりでございます。

第2条、令和4年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目でございます。

まず、最初収入でございますが、科目、第1款水道事業収益、第2項の営業外収益でございます。既決予算額968万4,000円。補正予定額10万円。合計978万4,000円でございます。

次に、支出でございます。

科目、第1款水道事業費、第1項営業費用でございます。既決の予定額が4億1,572万1,000円。補正予定額511万8,000円。合計で4億2,083万9,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費。既決予定額3,297万3,000円。補正予定額511万8,000円で、合計3,809万1,000円でございます。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、別紙、議第47号の資料をご覧くださいと思います。

今回の補正につきましては、人事異動による人件費の増ということでございます。その中で、収益的収入でございます。

第1款水道事業収益、第2項営業外収益で10万円での増額でございます。これにつきましては他会計補助金ということでございますが、一般会計からの補助金として児童手当額の増額を見込むものでございます。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費、第1項営業費用でございます。511万8,000円の増額でございます。内容につきましては、これも人件費の増額でございますが、2節の配水及び給水費の2節の中では745万7,000円の増額。4節の総係費の人件費の中では233万9,000円の減額と、合わせて511万8,000円の増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑になるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 何点か申し上げたらちょっと最初、注文をつけさせていただきたいと思います。

まず、原田町長にはこれ頑張ってもらわないとだからね。さっき廊下で会ったら何となく元気ないなど。悩みは何だ、なんて聞いたわけじゃないけれども、せっかく今日から始まるわけなんで、町長元気出して、それで15日間一生懸命一緒にやっていただきたいものだというふうに最初申させていただいて、お互いに健康大事ですからね。

そこで、これは副町長にだ。

今日は議場で申し上げることについてはどうかなと思ったんですが、ちょっとしばらくでということで、私の癪に障ったということでもないんですけれども、2つ課長の名前は申し

上げませんが、ちょっと申させていただきます。

具体的に申し上げますと、過日ある問題を頼まれて、ここの課だろうなということでその課長に問合せしたらですね、俗にいう木で鼻をくくったような、俺ではないんだという意味合いのことでした。

私から言わせれば、例えばそこでなくてもですよ、所管課が。議員のみならず町民からあればですよ、精査してみるとか、ここはこうだということが当たり前ではないんですか、副町長。これは教育をびしゃっとしていただかんと困る。

それから今日なんですけれども、ある課長ですよ。この問題はどうかと私、資料請求を出して一般質問の準備もしているんですよ。ところがそれも、俺の課なのかなどうなのかなと言う。資料請求を出しているんですよ。曖昧なところがあれば、資料請求出している議員に、どうですかと。私のところはここまでだけれども、ここは、こうでないんですかというような配慮がですよ、これは副町長、欲しいものですよ。

そんなに特別扱いしてくれと、議員に対して、そう言っているんじゃないんですよ。私はその2つの課長、全くその配慮に欠け、またちょっと勘違いしているんじゃないかというふうにはまず、取りあえず、申させていただきますわけですよ。

具体的な名前は今日は申し上げますが、あまりにもひどければですよ、これはまた、別な形でご訴いを申し上げざるを得ないと。副町長ちょっと、いつも申し上げている職員の、このベースとなるですよ、様々仕事する場合のベースとなる、大事なところなんで、ちょっとコメントをいただいております。

町長、質問ですけれども。過疎債の関係だけちょっと考え方をお尋ね申し上げたいんですが。

今回も、地方債ということで、地方債のいわゆる借りられる分、お借りする分、あるいは支援をいただく分。特別なものについてということで、過疎地域の指定されたものがこの枠を有効に利用できるという仕組みなんですよ。国全体の額では令和元年度は4,700億ぐらいですか。令和2年度も4,700億。令和3年度はプラス300億で、5,000億と。担当からでいいんですけれども、令和4年度の分ちょっと調べておらないので、この数字をちょっと参考に、国全体の額ですよ、令和3年度は5,000億ですから、前年度から300億出して。こういうふうには上積みになっているわけですよ。

本町の場合も、このいわゆる、申し上げるまでもなくこの過疎債を利用する場合は、手を挙げれば来るということでなくて、今までの説明の中の理解するに、配分枠というものがあ

ってね、その中で、というふうにされておると思うんですけども。この配分をいただいたものについて、どういうものを過疎債にいくかと。どうしてもできないものは、これは何ともいえない別な方法というようなこの検討というのは、どういうふうになされておるのかなど。

これは当初予算で聞くような内容なんですけど、今回も一部地方債の補正で、過疎債の額の変更もありますので、そういうような、いわゆる過疎債を有効に利用する配分枠の使い道などについては、どういう場面の中で検討され、協議され、その部分のいわゆるシステムというか、どうなっているのかまずちょっとお尋ね申し上げたい。

勝手にここで過疎債でやれということでないと思うんです。しかも有効にという。このことについて取りあえずお尋ね申し上げたい。まず、そういうことで。

○議長 山口副町長。

○副町長 ただいま高橋議員からいただきましたご指導、ごもっともなことだというふう聞きいったところでございます。

私ども、各課長は、それぞれの責任分野を持っておりますが、課長としましては町全体の管理職であるという認識を常に持ち続けなければならないということと考えております。したがって、これからそういうセクショナリズムに陥らないような、課長間の意識の確認をさせていただきながら、今後、先ほどいただきましたようなご指導に対ししっかり対応できますよう、課長、私ども並びに全員がそのような考えで今後対応させていただきたいと思っております。

ご指導ありがとうございます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいま高橋議員からいただきましたご質問にお答えいたします。

まず初めに、過疎債の令和4年度の配分枠といいますか、全体的な額ということで。

国で出しております地方債計画、これは毎年国で定めるものでありますが、それによりますと、令和3年度は高橋議員おっしゃいました5,000億円。令和4年度につきましては200億円増で、5,200億円となっております。

あと続けてのご質問で、過疎債のこういったものに使うか、そういったその考え方についてのご質問でございました。

当初予算の編成の時点で、各課からの要求内容に応じまして、過疎債に使えるといいますか、過疎債で充当をできる事業、目的によって制限がされております。産業の振興の施設ですとか、厚生施設とか教育文化という大きなくくりがございまして、その中でも過疎対策

事業債が活用できる事業というものが定められておりますので、そういったところに該当するものについては、有利な財源でございますので、優先的に過疎債を充当したいというような考えに基づきまして、予算編成を行ってございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 考え方は、それでいんではないのかな。令和元年2年3年4年で言えば、元年と2年は4,700億、3年は300足して5,000億、今年度は200億足して5,200億。いわゆる配分枠があったりするわけで、町長そこでお尋ねしたいのは、新たな事業なり、その使い道ね。それから私は、ここを勉強しておかなければならないなというふうに、当然勉強されていると思うんですけども、いわゆる新過疎法の前は、いわゆる自立促進というものを基本にした10年間の事業だったわけでしょう。

今度は3年度からですか、これは、いわゆる今度は、持続的発展という。これ言葉だけかなあというふうに思うわけですが、やっぱり、中央官庁の一番トップの方が見学したときに、これはいわゆるハードメニューなどよりも、ソフトメニューの部分が非常にこう、何ていうか今の時代の中で、パイが大きくなっているというか、金額的には分かりませんよ。

ただ、そういう部分を考えれば、従来のような考えが……、従来とは何だと、原田町長と論破になるわけですが、これは一般質問の関係で、機会があればお願いしたいわけで。

いわゆる、国の過疎法の有利な財源を、課長からあった通り受けられるわけで、これらを使っていく場合ですよ、やっぱり様々な角度から検討したり、今までの固定観念でなく、使い道というものを有効に使ったほうがいいものなどもあるのではないかと、ということで、そういうものを若干は我々にもですよ、今までこんなことしたけれどもこれはどうだろうなあ、というような情報開示いただきながら、ともにいいあんばいな、いわゆる使い道を見つけたら、町政発展につながる予算消化されればいいな、というふうに思うんですけども、どうかなという質問です。

○議長 原田町長。

○町長 高橋議員がおっしゃられたとおり、過疎でだんだん人口が減ることによって、都市との格差が広がると。これを解消しなきゃならないということで、過疎自立という形で事業推進を図るための起債措置をし、起債の75%は交付税で還元されるということもありまして、大変有利な起債事業であります。

平成22年以前は、ハード系の事業しかなかったわけでありまして、新たな過疎法の推進に当たりまして、我々も運動をさせていただきまして、ハードだけではなくて、移動の手段で

あったり、もしくは子育ての支援であったりというような、幅広く、ソフト事業も充当できるような起債措置をしていただきたいという、要望活動をさせていただきまして、平成22年度から、過疎ソフトというソフト事業に対する起債措置が生まれたところであります。

令和3年から新たな形で、持続的発展を目指す過疎法になったわけでありまして、その中でも、ソフトの枠の拡大もお願いしてきたところでありますが、全体のパイが大きくなりましたので、その中で町に充当される、割当てられる過疎ソフトを十分活用しながら、デマンドであったりとか、子育て支援であったりというような、きめ細やかなソフト事業。また企業活動とか新たな企業を起こすとか、産業振興などの研修等のソフト事業などにも充当させていただいているところであります。

高橋議員からもおっしゃられたように、様々な議論をさせていただきながら、町民のニーズに合ったものに事業化していかなきゃいけないなというふうに、捉えているところであります。議会の皆さんと十分情報交換をしながら、今後とも継続した発展を目指してまいりたいと思っております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そういう考え方をお聞きすれば非常に安心するわけで、非常に今日はちょっとおかしいけれども、原田町長の考え方とフィーリングが合うなという感じで、非常にいいあんばいに答弁を聞いているわけで、ぜひこの新過疎法になっての使い勝手のいい部分、これを従来の、町長おっしゃるとおり、ものにこだわらないで、当然事業計画がなければ上げられないわけですが、これいいなということが出てくればですよ、ここはぜひぜひ柔軟にといいますか、いっぱいしんなねことあるけれども、ここだなという部分が出てくればですよ、ぜひ取り組んでいただければなという、そういう希望を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長 日程第16、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第10、議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定についてから、日程第15、議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案を、内容審査

のためお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎請願の付託

○議長 日程第17、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、1番井上晃一君。

○1番 私より、請願のほうをご紹介申し上げます。

請願文書表をご覧ください。

別紙、請願書をご覧くださいと思います。

町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願。

紹介議員、井上晃一ということで、令和4年5月24日。

請願者、川西町大字上小松1507番地、北四自治会長、島貫 明。

川西町大字中小松2829番地の1、中一自治会長、佐藤和夫。

川西町大字上小松823番地の3、天神東自治会長、佐藤善朗。

川西町議会議長、鈴木幸廣宛てであります。

読み上げて、請願に代えさせていただきます。

日頃より、小松地区及び当自治会内の環境整備に対する要望につきましては、順次整備していただき、感謝申し上げます。

そのような中において、財政事情等厳しい折ではありますが、下記の案件について、あらためて特段のご高配を賜り実施していただきますよう要望申し上げます。

町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善について。

当該自治会内を通る町道岡之在家高橋線につきましては、JR米坂線により分断される小

松地区中心市街地を東西に結ぶ、大変重要な路線であります。

そのため、車両交通量は大変多く、特に朝夕の通勤時間帯は非常に混雑することから、歩行者や自転車の通行の安全が脅かされ危険な状況となっています。

また、当該路線は、小学生や中学生も通行していますが、歩道が非常に狭く一部の区間しか歩道がないため、歩道のない区間は車道路肩を通行するしかなく、とても安全であるとは言えません。

この一部の歩道や車道路肩については、小松小学校の通学路として指定されていますが、安全に通行できる「通学路」とは程遠い状況と感じています。

つきましては、本町の宝である子どもたちの安全を確実に確保するため、また、車両も歩行者も安全に通行できるよう、歩行空間の早期改善が図られるよう強く要望申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、神奈川県大和市女性スペースを守る会共同代表、飯野香里氏ほか3名より、女性トイレの維持及びその安心安全の確保について。

東京都千代田区、海事振興連盟会長衛藤征士郎氏より、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

鶴岡市漆山ひとみ氏より、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 1時46分)